

第9節 誘導灯

問1 音声点滅誘導灯の設置位置等について。

答1 誘導灯の設置位置のみを協議すること。音声点滅の要否及び音声点滅の設置位置については、吹田市役所の建築部局（開発審査室）と協議すること。

問2 誘導灯信号装置と自動火災報知設備の受信機との接続の配線について。

答2 別室に設置する場合は耐熱以上とすること。（同室に設置する場合は不要。）
また、別室の場合は警戒区域図等に信号装置の設置位置を図示すること

問3 誘導音声及び点滅を停止させる感知器が作動した場合の停止方法は。

- 1 屋内階段が1本の場合
- 2 屋内階段が複数の場合

答3 それぞれ下記のとおり。

- 1 停止の必要なし。（1の屋内階段の他に階段が無い場合）
- 2 停止用感知器が作動した階段は、下階も含めてすべての音声誘導及び点滅を停止させること。

問4 音声点滅誘導灯の作動について

答4 原則、全ての音声点滅誘導灯は一斉に作動させること。
ただし、非常放送設備が設置している場合は出火階直上階で作動しても支障なし。

問5 自走式駐車場（単独棟）の誘導灯または誘導標識の設置について

答5 原則、地階または無窓階であれば誘導灯の設置は必要。
ただし、規則第5条の3に規定する開口部（準ずるものを含む）を有する自走式駐車場、特殊消火設備を移動式にする場合の開口率（10%または15%）を有する自走式駐車場、または、建設大臣の認定を受けた自走式駐車場（準ずるものを含む）である場合は、誘導灯または誘導標識の設置を省略することができる。
この場合、消防用設備等除外願を提出すること。